

## 特定空家等への措置

所有者は、空き家が周囲の住環境に悪影響を及ぼさないよう、適切に管理する責任があります。

市が繰り返し改善を求めても、所有者がなかなか改善しない場合には、法に基づく指導、勧告、命令の措置を段階的にいきます。

命令しても改善しない場合、市が代わりに解体等による改善を行い、費用は所有者へ請求します。

指導



勧告

勧告を受けると土地の固定資産税等が最大6倍に！

命令



違反すると50万円以下の過料に

行政代執行



市が代わりに解体等を実施

費用請求

代執行費用を所有者へ請求

## 改善された事例

平成25年から平成31年4月末までに、523件の危険な空き家が改善されました。そのうち「特定空家等」の改善は107件になります。

以下の市外居住の例のほか、県外居住の所有者も含め、訪問による直接面談を積極的に実施しています。引き続き、危険な空き家の改善に丁寧に粘り強く取り組みます。

### 事例1

#### 所有者が遠方に居住

市外の自宅訪問を20回実施

市役所での協議を9回、市外の所有者の自宅訪問を20回実施し、指導および勧告を行った。5年を要したが所有者が解体を実施した。

### 事例2

#### 所有者が多人数

話し合う機会を設定

相続人が多く意志決定が困難で、改善が進まなかったため、市が連絡調整を行い、話し合う機会を設定した。費用分担などが話し合われ解体により改善された。

### 事例3

#### 所有者の居所が不明

福祉部局と連携し居所を特定

空き家周辺での聞き取りと福祉部局と横断的な連携により、高齢者福祉施設への入居を特定するとともに、入居先へ訪問し改善を求めた結果、空き家が解体された。

### 相談・問い合わせ先

専門家団体で構成される空き家ネットワークみえと連携して、さまざまな相談に対応しています。

環境保全課 ☎229-3398 FAX 229-3354

または各総合支所地域振興課へ

